6.5 教育の質の向上

進捗状況報告

2005年度自己点検・評価で記した改善の具体的方策のうち 1については、2006年度から1年1回FDワークショップを開催している。 2については、学生への公表方法について検討中。

学内第三者評価の評価結果を受けての追加記述

授業評価結果は授業担当者に返し、それを踏まえて各自が授業改善に努めている。また、これまでは大学院 教務学生委員と副委員がすべてに目を通して、問題がある場合は個別対応することになっている。今後、学生 への公表については、教員の理解を求めつつ方法について検討を続けていく。

学内第三者評価

FDワークショップおよび学生による授業評価が、どのように授業改善につながっていくのか、フィードバックの具体的なあり方についての研究科での合意は形成されているのであろうか。

本学は2006年度に受けた認証評価において、助言として「 F D 活動の一環である各学部の授業評価アンケートは、2005(平成17)年度からは全学一斉に同一フォームで行っており、結果を公表している。しかし、その結果を授業改善にどのように反映させるのか具体的な方策が明確になっていない。また、各研究科では、これまで F D 活動に組織的に取り組んできたとは言えない。しかし、2006(平成18)年度に、「大学院ファカルティ・デベロップメント部会」が設置され全学的検討が開始されたところなので、今後の活動が期待される」と指摘を受けており、2010年度には改善報告書を提出する必要がある。加えて、2007年度の大学院設置基準の改正()で大学院では F D が義務化されており、 F D への取り組みは喫緊の課題である。

大学院設置基準(2007年度改正)

第14条の2(成績評価基準等の明示等)

大学院は、学生に対して、授業および研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

。 第14条の3(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

なお、特別委員からは以下の意見があった。

・改善が進んでいると評価できる。授業評価アンケート結果の公表はぜひ実施されたい。